

申請免除制度・若年者納付猶予制度をご利用ください！

国民年金は20歳から60歳まで、40年間加入し保険料を納めることになっています。しかし、時には病気やケガ・所得の減少・失業等により、保険料を納めることが困難なときがあるかもしれません。

そのようなときには、申請して承認されると保険料を納めることが免除される「申請免除制度」や保険料を納めることが猶予される「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。また、今年7月(18年度申請)からは、「申請免除制度」に『4分の1納付(4分の3免除)』並びに『4分の3納付(4分の1免除)』が新設されました。保険料を納めることが困難な人は必ず手続きをしてください。

■申請免除制度・若年者(30歳未満)納付猶予の概要

種 類	保険料 (月額)	所得基準 ※前年所得が以下の計算式で計算した金額の 範囲内で該当	将来の老齢基礎年金額の 計算には・・・ ※全額納めた場合との対比
全額免除 若年者納付猶予	0円	(扶養親族等の数+1)×35万円 + 22万円	3分の1 ※若年者納付猶予の場合は計算 に含まれません
4分の1納付 (4分の3免除)	3,470円	78万円+(扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額等	2分の1
2分の1納付 (半額免除)	6,930円	118万円+(扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額等	3分の2
4分の3納付 (4分の1免除)	10,400円	158万円+(扶養親族等の数×38万円) + 社会保険料控除額等	6分の5

※なお一部納付の場合は、保険料を納める必要があります。

対象となる人

対象となる人は、本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合は本人・配偶者)が次のいずれかの要件に該当する人です。

- 前年所得が少ない人(上記所得基準以内)
- 失業・倒産・事業の廃止等にあった人
- 障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の人
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 特別障害給付金を受けている人

手続きの方法

市役所及び各支所市民課へ下記のものを持参し手続きしてください。

- 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳または納付書など)
- 印鑑
- 失業等の理由とするときは「雇用保険受給資格者証の写し」など
- 今年、他の市区町村から転入された人は、所得証明書や源泉徴収表など前年の所得状況を証明するもの

【参考】○・・・含まれる、×・・・含まれない

		納付	全額免除	若年者猶予	一部納付	未納
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	○	○	×
	年金額の計算	○	○	×	○	×
障害基礎年金・遺族基礎年金 (受給資格期間)		○	○	○	○	×

※一部納付の場合は、保険料を納めていないと含まれません。

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 TEL 0796 - 22 - 3196
朝来市役所市民課 TEL 672 - 6120